

令和3年6月18日

ご利用者・ご家族 各位

社会福祉法人もくば会
理事長 小玉 広輝

新型コロナウイルス感染症に係る予防・蔓延防止の対応について（第12報）

日頃より、当法人の運営及び新型コロナウイルス感染症予防の取組みにご協力いただき、誠にありがとうございます。

令和3年4月25日に発令された新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が6月20日をもって解除され、【まん延防止等重点措置】に移行する方針が出されています。

緊急事態宣言が解除された場合、発令時よりご協力いただいております以下の2点については解除とさせていただきます。

①公共交通機関利用による通所の自粛（通所サービス対象）

②週末等帰宅の自粛（入所、居住サービス対象）※

※まん延防止等重点措置移行後も週末帰宅等をされる場合は、宣言発令中にも依頼しておりました【外出記録表】の記録及び帰寮時の提出につきましては、引き続きご協力をお願いします。

また、今後も不要不急の外出自粛等、各自における感染予防対策の徹底を継続いただきますよう、引き続き皆様のご協力をお願いいたします。

ご不明な点、ご相談がございましたら各事業所管理者までお問合せ下さい。

以 上